

令和元年6月28日

首都圏青年ユニオン連合会 御中

鹿児島市山下町12番17号  
コーナースペース小田301号  
堂免法律事務所

TEL 099-225-4700

FAX 099-227-1050

黒江和斗氏代理人

弁護士 堂 免 修

同

弁護士 久留倫太郎



## 受任通知書

前略 当職らは鹿児島県弁護士会所属の弁護士ですが、今般、医療法人くろえクリニックの理事長である黒江和斗氏（以下「通知人」と言います）からの委任を受けて、通知人代理人として、通知人と貴連合会の組合員であられる■■■■との間の労使関係に関する交渉を担当することとなりましたので、受任の旨をお知らせ致します。

### 1 貴連合会からの書面に対するご回答について

貴連合会よりご送付頂きました、本月20日付の「■■■■の労働組合加入通知 兼 各種要求書」と題する書面には、返答の期限が「7日以内」と記載されておりますが、当職らにおきまして、現在、事実関係の調査及び各種資料の収集等を行っておりますので、今しばらくお待ち頂きますようお願い致します。

### 2 貴連合会に対する抗議の申入れについて

本月27日現在におきまして、貴連合会のホームページ上に、本月24日付で「医療法人くろえクリニック パワハラが常態化か!？」とのタイトルの記事が掲載されており、当該記事におきましては、恰も、通知人が経営している歯科医院においてパワハラが行われたことが事実であるかの如き表現がなされております。

この点、未だ交渉すら始まっていない段階で、かつ、貴連合会からの上記書面が作成されてから僅か4日後という状況におきまして、このような一方的な記事を不特定多数の者が閲覧可能なインターネット上に晒されるという事態は、通知人と致しましても到底容認することはできません。

貴連合会の上記の行為は、通知人が経営する医療法人くろえクリニックに対する「名誉棄損（刑法230条1項）」にも該当しかねない悪質な行為ですので、当該記事の即時の削除を求めます。

なお、当該要求に応じて頂けない場合には、刑事告訴並びに民事上の責任追及の訴訟提起等の法的手続きに移行することも辞さない所存ですので、速やかなご対応をお願い致します。

### 3 今後の御連絡について

最後に、本件に関する交渉につきましては、今後、当職らが窓口として全ての対応を致しますので、通知人本人（医療法人も含みます）への御連絡等はお控え頂きますようお願い致します。

草々